

事例研究～中国ビジネス法務

(第23回)

経営者集中に係る独占禁止申告、簡易手続きがスタート

北京市大地律師事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



中国の独占禁止法においては、企業が経営者集中に関連する取引（持ち分買収、資産買収など）を行う際、法定の申告基準に達しているときは商務部に申告し、許可を得なければ取引を行うことができないと規定されています。この制度は中国国外にも適用される法的効力を備えているため、国外での取引についても、商務部の許可を得る必要があります。今回は、経営者集中に係る申告制度の問題点や取引の成立における影響、今年4月より新たに始まった簡易手続きについて解説します。

現行の経営者集中に係る申告制度には以下の二つの問題が存在しているため、取引の成立に悪影響を及ぼす可能性があります。

(1) 申告基準では企業の世界市場および中国市場における販売額のみが考慮され、市場シェアという要素は考慮されないこと。

(2) 現行の経営者集中に係る審査手続き（普通手続き）は複雑で審査期間も長く、商務部の許可決定前に取引を行ってはならないため、取引自体の進行が遅れやすいこと。

以下、典型的な事例を挙げて説明しましょう。

◇普通手続き申告によって取引の成立が遅れた例

日本企業A社は日本企業B社の持ち分100%を買収する計画でしたが、A社とB社はともに中国国内で業務活動を行っており、また販売額が法定の申告基準に達していたことから、A社は2013年7月に申告書を提出しました。しかし商務部がその申告を許可したのは14年2月になってからであり、A社がもともと買収完了を計画していた13年10月よりも大幅に遅れてしまいました。もしA社が13年10月から14年2月にかけて多くの緊急対応措置を取っていなければ、商務部の許可を速やかに得ることができなかったことを理由として、今回の買収は中止を迫られていた可能性もありました。

◇簡易手続きのスタートとポイント

このような普通手続きでの不備を背景に、実務レベルでは商務部に簡易手続きの制定を求める声が高まっていきました。これにより、商務部は今年2月12日に『経営者集中に係る簡易案件適用基準に関する暫定施行規定』、4月18日に『経営者集中に係る簡易案件申告に関する指導意見(試行)』を公布し、簡易手続きが正式にスタートしました。そのポイントは以下の通りです。

(1) 簡易手続きの適用基準を規定し、市場シェアや取引が全て中国国外で行われたか否かといった要素も考慮されるようになりました。

(2) 「申請原則」を規定し、当事者が申請した場合に限り簡易手続きを行うことができることとしました。

(3) 申告書類の種類と内容を簡略化しました。

(4) 簡易手続き案件の公示制度（商務部のウェブサイトで10日間公示されます）、および第三者による異議申し立て制度を確立しました。第三者は公示期間中、簡易手続きを適用しないよう申し立てることができます。

◇簡易手続きの問題点と弁護士からのアドバイス

簡易手続きのスタートは企業にとってグッドニュースですが、現行の制度は以下に挙げるようないくつかの問題が依然として存在しており、実際に企業が手続きの簡易化によるメリットを受けるのは容易ではありません。

(1) 簡易手続きの審査許可の期限に関する法令の規定は依然として不明確なままです。

(2) 申告書類は簡略化されたものの、市場区分、市場シェアの統計と影響などの核心的内容は事実上簡略化されていません。こうした点で企業はより多くの時間と経済的コストをかけて対応することを強いられています。